資料１－２

「平成２９年度原子力総合防災訓練」の成果概要について

平成 30 年 3 月 20 日
内閣府（原子力防災担当）

１．訓練の目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

平成２９年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施した。

（１）国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
（２）原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
（３）「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
（４）訓練結果を踏まえた教訓の抽出、緊急時対応等の改善
（５）原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

以下、成果概要を報告する。

２．実施時期及び対象施設

（１）実施時期
平成２９年９月３日（日）～４日（月）
（２）防災訓練の対象となる事業所
九州電力株式会社　玄海原子力発電所

３．参加機関及び参加人数

参加機関　３６７機関、参加人数　約７，０００人（内　住民　約３，２００人）

４．評価結果

４．１　重点訓練項目に係る評価結果

４．１．１　実施概要

（１）迅速な初動体制の確立訓練

警戒事態の発生を受け、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ＥＲＣ」という。）では、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「原子力事故警戒本部」という。）の設置等に係る措置を行うとともに、今後の事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、佐賀県、長崎県及び福岡県において、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備等を実施した。

原災法第１０条通報を受け、官邸及びＥＲＣでは、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）の設置等に係る措置を行うとともに、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「ＯＦＣ」という。）への内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、原子力施設事態即応センター（九州電力株式会社本店）への原子力規制庁職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を実施した。

原災法第１５条該当事象の連絡を受け、中央及び現地組織の構成員となるべき関係省庁の職員をＥＲＣ及びＯＦＣの各拠点施設へ参集させるとともに、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置を実施した。（＊）

＊北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更した。

（２）中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

①　警戒事態

警戒事態においては、玄海原子力発電所４号機の事故の進展により原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当したことから、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、安定ヨウ素剤の配布準備、緊急時モニタリング準備に係る要請及び施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（案）を策定・決定した。

具体的には、佐賀県北部での地震の発生と、福岡地方、佐賀県北部及び長崎県北部において波浪注意報が継続しているとの想定のもと、佐賀県では、避難等に際しての基本的考え方に基づき、地震からの安全を確保することを優先した上でＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の放射線防護対策施設への屋内退避準備等を決定した。長崎県では、ＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域の一部に離島（黒島）が含まれることから、避難等に際しての基本的考え方に基づき、地震からの安全を確保することに加えて黒島の施設敷地緊急事態要避難者について、海路避難が可能となるまでの間の放射線防護対策施設への屋内退避準備等を決定した。

②　施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態においては、波浪及び地震との複合災害時における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方に基づき、施設敷地緊急事態における要請及び全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）を策定・決定した。

具体的には、佐賀県では、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の放射線防護対策施設への屋内退避、ＰＡＺ内住民の避難準備等を決定した。長崎県では、波浪注意報が継続していることから、ＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域である黒島の施設敷地緊急事態要避難者について、引き続き海路避難が可能となるまでの間の放射線防護対策施設への屋内退避等を決定した。

③　全面緊急事態

全面緊急事態においては、波浪注意報の継続により海路避難が困難である黒島の住民等の孤立状況や、プラントの事故進展及び道路啓開に係る対応状況も考慮の上、中央と現地が連携（原子力災害対策本部と非常災害対策本部の合同会議やＯＦＣにおける原子力災害合同対策協議会の開催等）して、波浪及び地震との複合災害時における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方に基づき、全面緊急事態における指示及び防護措置の実施方針の確認を行った。

具体的には、佐賀県では、ＰＡＺ内住民の避難、安定ヨウ素剤の服用等を決定した。長崎県では、波浪注意報が継続していることから、ＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域である黒島の住民について、放射線防護対策施設への屋内退避を指示し、その後、天候回復後に避難体制が整い次第、海路避難を行うことを決定した。また各県では、ＵＰＺ内住民の屋内退避を行うことを決定した。

④　ＵＰＺ内一部住民の一時移転

玄海町においては、全面緊急事態後の緊急時モニタリング実施計画に基づく測定の結果、一部の地区においてＯＩＬ２を超える空間線量率が計測されたことから、原子力災害対策本部では一時移転の対象となる地域を特定し、一時移転の指示を行った。ＯＦＣにおける